

那須塩原市農業委員会

第 1 9 回総会議事録

平成 3 1 年 1 月 2 5 日(金)

西那須野支所 3 0 0 会議室

1. 開催日時：平成31年1月25日(金) 午後1時30分～ 午後2時20分

2. 場 所：那須塩原市役所 西那須野支所 300会議室

3. 出席委員：19名

会長	15	君島 良一	委員	10	金田 廣衛
会長職務代理者	3	加藤 拓央	〃	11	藤田 一郎
委員	1	松本 忠太	〃	12	渡邊 透
〃	2	島田 晴子	〃	13	人見 二三夫
〃	4	三本木 直人	〃	14	大田原 重夫
〃	5	藤田 利男	〃	16	大根田 昇
〃	6	辻野 京子	〃	17	稲垣 政一
〃	7	竹村 文祥	〃	19	室井 孝美
〃	8	益子 文弘	〃	20	石崎 清
〃	9	伊藤 順久			

4. 欠席委員：木村 孝子 委員

5. 議事録署名人の指名：17番 稲垣 政一委員、19番 室井 孝美委員

6. 議 事

- 1) 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 2) 議案第2号 農地法第5条の規定による許可処分の取消願いについて
- 3) 議案第3号 農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請について
- 4) 議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 5) 議案第5号 非農地証明願いについて
- 6) 議案第6号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の協議に対する意見について
- 7) 議案第7号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第2項の規定により市が作成する農用地利用配分計画案の事前協議に対する意見について
- 8) 議案第8号 平成31(2019)年度那須塩原市農作業標準料金について

7. 出席事務局職員

事務局長	久留生利美	農地係長	新巻昭美
局長補佐兼農政係長	金子 嘉	農地係主事	田端政則

8. 傍聴人：なし

《会議内容》

事務局長 皆さんこんにちは、会議の前に議案の追加・訂正についてお願いをいたします。
議案の追加をお願いする「次第」でございます。
議案第5号に追加となる議案でございます。
議案の訂正につきましては、本日配布いたしました、一覧表「那須塩原市農業委員会第19回
総会議案書の訂正」のとおりでございます。
それでは、那須塩原市農業委員会第19回総会の開会に先立ち、会長からご挨拶を頂きます。

君島会長 《挨拶》

事務局長 総会の議長につきましては、那須塩原市農業委員会総会規則第5条の規定に従いまして、会長
が務めることとなります。
よろしく願いいたします。

議長 《開会のブザー》

ただ今より、那須塩原市農業委員会第19回総会を開会いたします。
本日は、木村孝子委員より、欠席する旨の届け出を受けております。
在籍委員20名、出席委員19名、過半数となりますので総会は成立していることを報告いた
します。
次に「議事録署名人の指名」を行います。
議事録署名人は、那須塩原市農業委員会総会規則第19条第2項に「議長が総会に諮って定め
る」と規定されております。
総会規則に基づき議長が指名することでご異議はございませんか。

室井孝美 委員 《異議なしの声、多数》

異議なし多数と認め、議席番号17番稲垣政一委員と議席番号19番室井孝美委員を指名いた
します。
それでは議事に入ります。
議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。
番号1番について、室井孝美委員の報告を求めます。
議案第1号、番号1番について、調査班を代表して報告します。
農地を売買する申請です。
譲渡人・譲受人・地番・地目・面積は、議案書記載のとおりです。
調査は1月21日、午後4時30分頃、申請人宅で申請人から行いました。
申請地は東北自動車道黒磯板室インターより西へ200メートルに位置しています。
売買する理由としては、譲渡人は高齢で長年にわたり譲受人に貸していましたが、後継者もい
ないので譲渡人より売りたいと申し出があり、今回の申請に至りました。
譲受人の経営状況は、水稻3.5ha、葉タバコ50アール、和牛5頭、イタリアン80アール
を経営しております。
申請地では、今まで同様水稻を予定しております。
調査の結果申請地は、今後も引き続き耕作される事は確実でございます。
また、農地法第3条第2項各号にも該当しないことも確認いたしました。
番号1番の申請は許可相当と判断いたしましたので、委員各位のご審議をお願いし、調査報告
を終ります。

議長 報告が終わりました。
番号1番について、質疑、ご意見はございますか。
《特に意見なし》
無いようですので、室井孝美委員の報告は許可相当ですが、ご異議ございませんか。
《異議なしの声、多数》
異議なし多数と認め、番号1番については、許可することに決しました。
番号2番について、三本木直人委員の報告を求めます。

三本木直人 委員 議案第1号、番号2番について、調査結果を報告します。
農地に賃借権を設定する申請です。
貸手人、借手人、地番、地目、面積は議案書記載のとおりです。
調査は1月20日、午後1時00分頃に申請地で申請人から行いました。
申請地は、JR那須塩原駅から東へ約100メートルに位置しています。
賃借する理由としては、貸人の息子さんが耕作していましたが、高齢により親戚にあたる借人に依頼したためです。
借手人の経営状況は、水稻を中心に、ハウスねぎ等の栽培をしています。
申請地では、水稻を作付する予定です。
調査の結果申請地は、今後も引き続き耕作される事は確実です。
また、農地法第3条第2項各号に該当しないことも確認いたしました。
番号2番の申請は許可相当と判断いたしましたので、委員各位のご審議をお願いし、調査報告を終ります。

議長 報告が終わりました。
番号2番について、質疑、ご意見はございますか。
《特に意見なし》
無いようですので、三本木直人委員の報告は許可相当ですが、ご異議ございませんか。
《異議なしの声、多数》
異議なし多数と認め、番号2番については、許可することに決しました。
番号3番、4番について、藤田一郎委員の報告を求めます。

藤田一郎 委員 議案第1号、番号3番、4番について調査結果を報告します。
農地に使用賃借権を設定する申請です。
まず3番ですが、貸手人、借手人、地番、地目、面積は議案所記載のとおりです。
調査は、1月16日、午前10時00分頃、申請人宅で申請人から行いました。
申請地は、那須塩原市立高林小学校から、南東へ500メートル、東へ1.5キロメートルに位置しています。
使用賃借する理由としては、祖父の名義の農地を耕作しており酪農を経営しておりましたが、農業経営の継続拡大を図るため、権利関係を明確にしたいと思い今回の申請となりました。
借手人の経営状況は、酪農を営んでおりますが生乳牛28頭、育成牛12頭を飼養しています。
申請地では、全面積牧草、デントコーン1.8ヘクタールを作付したいとのことでした。
調査の結果、申請地は今後とも引き続き耕作されることは確実です。
また、農地法第3条第2項各号に該当しないことも確認いたしました。

番号3番の申請は、許可相当と判断しましたので委員各位のご審議をお願いし、調査報告を終わります。

続きまして、議案第1号、番号4番について調査結果を報告します。

農地に貸借権を設定する申請です。

貸手人、借手人、地番、地目、面積は議案書記載のとおりです。

借手人は、番号3番と同じです。

調査は、1月16日、午前10時00分頃に申請人宅で申請人から行いました。

申請地は、三か所あり那須塩原市立高林小学校から南へ470メートル、南東へ800メートル、東へ1キロメートルに位置しています。

貸借する理由としては、相対にて耕作しておりますが、今後農業経営の継続拡大を図るため、権利関係を明確にしたいとのことです。

借手人の経営状況は、酪農を営んでおり、生乳牛28頭、育成牛12頭を飼養しています。申請地では、全面積牧草を予定しています。

調査の結果申請地は、今後も引き続き耕作される事は確実です。

また、農地法第3条第2項各号に該当しないことも確認いたしました。

番号4番の申請は許可相当と判断しましたので、委員各位のご審議をお願いし、調査報告を終わります。

議長 報告が終わりました。

番号3番、4番について質疑、ご意見はございますか。

《特に意見なし》

無いようですので、藤田一郎委員の報告は許可相当ですが、ご異議ございませんか。

《異議なしの声、多数》

異議なし多数と認め、番号3番、4番については、許可することに決しました。

次に、番号5番について、藤田一郎委員の報告を求めます。

藤田一郎 委員 議案第1号、番号5番について調査結果を報告します。

農地に貸借権を設定する申請です。

貸手人、借手人、地番、地目、面積は議案書記載のとおりです。

調査は1月18日、午前9時00分頃、申請人宅で申請人から行いました。

申請地は、那須塩原市立高林小学校から南東に約3キロメートルに位置しています。

貸借する理由としては、昨年の夫の死後により、貸人が相続した土地ですが、自作地として耕作できないため近隣の借人より貸借の要望があり合意に至ったため、今回の申請に至りました。

借手人の経営状況は、稲作5ヘクタール、そば2ヘクタールを作付しております。

申請地では、水稻を作付予定です。

調査の結果申請地は、今後も引き続き耕作される事は確実です。

また、農地法第3条第2項各号に該当しないことも確認いたしました。

番号5番の申請は許可相当と判断しましたので、委員各位のご審議をお願いし、調査報告を終わります。

議長 報告が終わりました。

番号5番について 質疑、ご意見は ございますか。

《特に意見なし》

無いようですので、藤田一郎委員の報告は許可相当ですが、ご異議ございませんか。

《異議なしの声、多数》

異議なし多数と認め、番号5番については、許可することに決しました。

番号6番について、松本忠太委員の報告を求めます。

松本忠太 委員

議案第1号、番号6番について調査結果を報告します。

農地に賃借権を設定する申請です。

貸手人、借手人、地番、地目、面積は議案書記載のとおりです。

貸手人、借手人の関係は親類です。

調査は、1月19日、午後1時45分頃申請地・申請人宅で申請人から行いました。

申請地は、那須塩原市立西小学校から南へ約700メートルに位置しています。

賃借する理由としては、貸手人は老齢となり、近年体調を崩し耕作困難となりまた後継者もなく、親類である借手人に賃借するために申請に至りました。

借手人の経営状況は、水稻494aを作付しています。

申請地では、水稻を作付け予定です。

調査の結果申請地は、今後も引き続き耕作される事は確実です。

また、農地法第3条第2項各号に該当しないことも確認いたしました。

番号6番の申請は許可相当と判断しましたので、委員各位のご審議をお願いし、調査報告を終わります。

議長

報告が終わりました。

番号6番について 質疑、ご意見は ございますか。

《特に意見なし》

無いようですので、松本忠太委員の報告は許可相当ですが、ご異議ございませんか。

《異議なしの声、多数》

異議なし多数と認め、番号6番については、許可することに決しました。

番号7番について、大根田昇委員の 報告を求めます。

大根田昇 委員

議案第1号、番号7番について、調査班を代表して報告します。

農地を売買する申請です。

譲渡人・譲受人・地番・地目・面積は、議案書記載のとおりです。

調査は、1月20日、午後3時30分頃、申請地・申請人宅で申請人から行いました。

申請地は、那須塩原市立三島体育センターから東に約150メートルに位置しています。

売買する理由としては、現在借地として親がハウス5棟を持ち、花木の販売を行っております。のちのち、譲受人として後を継ぐということを譲渡人に思いを告げたところ、譲っても良いとのことで、今回の申請に至りました。

譲受人の経営状況は、現在会社勤めをしながら、親の手伝いをしています。将来は後を継ぎたいと思っているとのことです。

申請地では、現在の経営状態を維持管理していくとのことです。

調査の結果、申請地は今後とも引き続き耕作されることは確実です。

また、農地法第3条第2項各号にも該当しないことも確認いたしました。

番号7番の申請は、許可相当と判断しましたので、委員各位のご審議をお願いし、調査報告を

終わります。

議長 報告が終わりました。
番号7番について 質疑、ご意見は ございますか。
《特に意見なし》
無いようですので、大根田昇委員の報告は許可相当ですが、ご異議ございませんか。
《異議なしの声、多数》
異議なし多数と認め、番号7番については、許可することに決しました。
番号8番について、島田晴子委員の 報告を求めます。

島田晴子 委員 議案第1号、番号8番について調査結果を報告します。
農地に使用貸借権を設定する申請です。
貸手人、借手人、地番、地目、面積は議案書記載のとおりです。
調査は1月17日、午前11時00分頃、申請地・申請人宅で代理人と申請人とで行いました。
申請地は、那須塩原市立西那須野学校給食共同調理場から北東に約650メートル、上井口公民館から南西に約800メートルに位置しています。
使用貸借する理由としては、申請人は土木会社の役員をしておりますが、息子に経営移譲し、退職後は農業に従事したいと考えております。今般、会社の事務所用地として購入した土地に隣接した畑と、少し離れたところの田を貸してもらえることになり、今回の申請に至りました。
借手人の経営状況は、家庭菜園で自家用消費野菜を栽培していますが、農業経営はしておりませんので新規就農です。就農予定はH31年3月です。二人とも農家の出身で家庭菜園を10年以上も経験しているので、農作業は承知しているとのことです。
申請地では、米50a、麦10a、野菜10aを作付け予定です。農業用水は貸手人より供給してもらいます。農業機械はトラクター1台、その他は当初リースして、その後経験をつんでから購入したいと考えております。
調査の結果、申請地は今後とも引き続き耕作されることは確実です。
また、農地法第3条第2項各号に該当しないことも確認いたしました。
番号8番の申請は、許可相当と判断しましたので委員各位のご審議をお願いし、調査報告を終わります。

議長 報告が終わりました。
番号8番について 質疑、ご意見は ございますか。
《特に意見なし》
無いようですので、島田晴子委員の報告は許可相当ですが、ご異議ございませんか。
《異議なしの声、多数》
異議なし多数と認め、番号8番については、許可することに決しました。
次に議案第2号「農地法第5条の規定による許可処分の取消願いについて」を議題といたします。
番号1番について、松本忠太委員の報告を求めます。

松本忠太 委員 議案第2号、番号1番について調査班を代表して報告いたします。
農地転用許可を取り消す願い出です。

願い出人、許可を受けた土地、許可を取り消す土地、取り消しの理由は議案書記載のとおりです。

願出地は、JR那須塩原駅より東へ約100メートルに位置しています。

現地調査は1月22日、午前9時40分頃に行いました。

願い出人は、願い出地を宅地分譲するため、平成30年11月26日付で、5条許可を取得しましたが、近隣者からの理解が得られなかった事から、許可を取り消したいとのことです。

現地を確認しましたが、許可となった事業は未実施の状況であるため、取り消しは可能であると判断いたしました。地元調査員、調査班とも取消相当として委員各位のご審議をお願いし、報告を終わります。

議長 報告が終わりました。

番号1番について質疑、ご意見はございますか。

《特に意見なし》

無いようですので、松本忠太委員の報告は取消相当ですが、ご異議ございませんか。

《異議なしの声、多数》

異議なし多数と認め、番号1番については、取消を承認することに決しました。

次に、議案第3号「農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請 について」を議題といたします。

番号1番について、渡邊透委員の報告を求めます。

渡邊透 委員 議案第3号、番号1番について調査班を代表して報告します。

申請人は、平成19年8月に農地転用許可を取得しましたが、事業完了とならず、新たな事業計画により農地転用するための事業計画変更申請です。

申請人・土地の所在・地目・面積・変更計画の概要は議案書記載のとおりです。

申請地は、那須塩原市立西那須野中学校から南西に900メートルに位置しています。

現地調査は、1月23日、午前9時40分頃に行いました。

当初計画人は、申請地にアパートを建築する際、近隣住民からの要望等が寄せられ、転用計画変更を模索しておりましたが、資金面での折り合いがつかず未着手のままであったところ承継者より申請地で宅地分譲したい旨申出があったため申請に至りました。

現地を確認した結果、この計画変更はやむを得ないと判断いたしました。

地元調査員・調査班とも変更相当として、委員各位のご審議をお願いし、報告を終ります。

議長 報告が終わりました。

番号1番について質疑、ご意見はございますか。

《特に意見なし》

無いようですので、渡邊透委員の報告は変更相当ですが、ご異議ございませんか。

《異議なしの声、多数》

異議なし多数と認め、番号1番については、変更を承認することに決しました。

次に、議案第4号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といたします。

番号1番、2番について、藤田利男委員の報告を求めます。

藤田利男 委員 議案第4号、番号1番について調査班を代表して報告します。

売買により、申請地に貸店舗を建築するための申請です。

譲渡人・譲受人・土地の所在・地目・面積・転用事業の概要は議案書記載のとおりです。

申請地は、ハローワーク黒磯から北西に約650メートルに位置しています。

現地調査は、1月22日、午後12時10分頃に行いました。

申請地は都市計画法上の第1種住居地域内にあるので、第3種農地区分となり許可の対象となります。

申請に至った経緯は、近年主要道路開通に伴い、両サイドには商業施設、近隣は住宅地に発展しております。利便性に優れ、また宅地でもあり検討用用地として判断し申請に至りました。事業計画は申請地に貸店舗を建築する内容となっています。

上・下水道は市の施設を利用し、雨水は雨水浸透施設にて処理します。

周囲にL型擁壁やコンクリートブロックを設置し、土砂及び雨水の流出を防止します。

現地を確認した結果、隣接に農地はありますが、転用に問題はないと判断しました。

地元調査員、調査班ともに許可相当として委員各位のご審議をお願いし、報告を終わります。

続きまして、議案第4号、番号2番について調査班を代表して報告します。

売買により、申請地を宅地分譲にするための申請です。

譲渡人・譲受人・土地の所在・地目・面積・転用事業の概要は議案書記載のとおりです。

申請地は、ハローワーク黒磯から北西へ約700メートルに位置しています。

現地調査は、1月22日、午後12時10分頃に行いました。

申請地は都市計画法上の第1種住居地域内及び第1種低層住居専用地域にあるので、第3種農地区分となり、許可の対象となります。

申請に至った経緯は、1番同様、近年主要道路開通に伴い、両サイドには商業施設、近隣は住宅地として発展しております。利便性に優れ、また宅地でもあり検討用用地として判断し申請に至りました。

事業計画は、申請地に3区画の住宅用地を分譲する内容となっています。

上・下水道は市の施設を利用し、雨水は敷地内地下浸透処理とします。

周囲にL型擁壁や、コンクリートブロックを設置し土砂及び雨水の流出を防止します。

現地を確認した結果、隣接に農地はありますが転用に問題はないと判断しました。

地元調査員、調査班ともに許可相当として、委員各位のご審議をお願いし、報告を終わります。

議長 報告が終わりました。

まず番号1番について質疑、ご意見はございますか。

《特に意見なし》

無いようですので、藤田利男委員の報告は許可相当ですが、ご異議ございませんか。

《異議なしの声、多数》

異議なし多数と認め、番号1番については、許可することに決しました。

次に、番号2番について質疑、ご意見はございますか。

《特に意見なし》

無いようですので、藤田利男委員の報告は許可相当ですが、ご異議ございませんか。

《異議なしの声、多数》

異議なし多数と認め、番号2番については、許可することに決しました。

次に、番号3番について、松本忠太委員の報告を求めます。

松本忠太 委員

議案第4号、番号3番について調査班を代表して報告します。

使用貸借により、申請地に一般住宅を建築するための申請です。

貸人、借人、土地の所在、地目、面積、転用事業の概要は議案書記載のとおりです。

貸人と借人の関係は父と子です。

申請地は、JR那須塩原駅より北へ約1.5キロメートルに位置しています。

現地調査は、1月22日、午前9時25分頃に行いました。

申請地は、周辺農地の広がりが10ヘクタール以上となる区域内にあるので、第1種農地区分となります。農地転用は原則不許可ですが、既存集落に接続した住宅等の建築は不許可の例外に該当します。

申請に至った経緯は、現在アパートに住んでいますが、家族も増えてきて手狭になったため、住宅の建築を計画しました。父より土地を譲り受け、住環境の良いこの土地を選定し今回の申請に至りました。

事業計画は、申請地に一般住宅を建築する内容となっています。

上水道は市の施設を利用し、汚水は合併浄化槽にて処理とします。雨水は敷地内地下浸透処理とします。

周囲にコンクリート擁壁を設置し、土砂及び雨水の流出を防止します。

現地を確認した結果、隣接に農地はありますが転用に問題はないと判断しました。

地元調査員、調査班ともに許可相当として委員各位のご審議をお願いし、報告を終わります。

議長 報告が終わりました。

番号3番について質疑、ご意見はございますか。

《特に意見なし》

無いようですので、松本忠太委員の報告は許可相当ですが、ご異議ございませんか。

《異議なしの声、多数》

異議なし多数と認め、番号3番については、許可することに決しました。

次に、番号4番について、益子丈弘委員の報告を求めます。

議長 益子丈弘 委員 議案第4号、番号4番について調査班を代表して報告します。

売買により申請地に事務所を建築するための申請です。

譲渡人、譲受人、土地の所在、地目、面積、転用事業の概要は議案書記載のとおりです。

申請地は、黒磯文化会館より南西へ200メートルに位置しています。

現地調査は、1月23日、午前9時10分頃に行いました。

申請地は周辺農地の広がりが10ヘクタール以上となる区域内にあるので、第1種農地区分となります。農地転用は原則不許可ですが、既存集落に接続した周辺地域に居住する者の業務上必要な施設等の建築は不許可の例外に該当します。

申請に至った経緯は、譲受人は事業拡大に伴って用地を探しており、申請地は事業を行う上で土地の広さ、利便性など状況が良く最適と考え、今回の申請に至りました。

事業計画は申請地に事務所を建築する内容となっています。

上下水道の利用はなく、雨水は敷地内にて地下浸透処理とします。

周囲にL型擁壁を設置し、土砂及び雨水の流出を防止します。

現地を確認した結果、隣接に農地はありますが転用に問題はないと判断しました。

地元調査員、調査班ともに許可相当として委員各位のご審議をお願いし、報告を終わります。

議長 報告が終わりました。

番号4番について質疑、ご意見はございますか。

《特に意見なし》

無いようですので、益子丈弘委員の報告は許可相当ですが、ご異議ございませんか。

《異議なしの声、多数》

異議なし多数と認め、番号4番については、許可することに決しました。

番号5番について、室井孝美委員の報告を求めます。

室井孝美 委員

議案第4号、番号5番について調査班を代表して報告します。

売買により、申請地へ一般住宅を建築するための申請です。

譲渡人、譲受人、土地の所在、地目、面積、転用事業の概要は議案書記載のとおりです。

申請地は、JR那須塩原駅より北へ約600メートルに位置しています。

現地調査は、1月22日、午前9時35分頃に行いました。

申請地は都市計画法上の近隣商業地域内にあるので第3種農地区分となり許可の対象となります。

申請に至った経緯は、現在申請地に近いアパートに住んでいるが、生活を営むうえで学校、病院、公共交通機関の整備されているこの土地を選定しました。

事業計画は申請地に一般住宅を建築する内容となっています。

上下水道は市の施設を利用し、雨水は区画整理地内雨水浸透施設にて処理します。

周囲に擁壁を設置し、土砂及び雨水の流出を防止します。

現地を確認した結果、隣接に農地はありますが転用に問題はないと判断しました。

地元調査員、調査班ともに許可相当として委員各位のご審議をお願いし、報告を終わります。

議長

報告が終わりました。

番号5番について質疑、ご意見はございますか。

《特に意見なし》

無いようですので、室井孝美委員の報告は許可相当ですが、ご異議ございませんか。

《異議なしの声、多数》

異議なし多数と認め、番号5番については、許可することに決しました。

番号6番について、辻野京子委員の報告を求めます。

辻野京子委員

議案第4号、番号6番について調査班を代表して報告します。

売買により、申請人が所有する敷地を拡張するための申請です。

譲渡人、譲受人、土地の所在、地目、面積、転用事業の概要は議案書記載のとおりです。

申請地は、黒磯文化会館から南西に200メートルに位置しています。

現地調査は、1月23日、午前9時10分頃に行いました。

申請地は、周辺の広がり10ヘクタール以上となる区域内にあるので、第1種農地区分となります。農地転用は原則不許可の区域ですが、本件は既存の敷地面積の2分の1を超えない範囲での敷地の拡張となる計画なので、不許可の例外に該当します。

申請に至った経緯は、自宅裏の隣接地を売買により購入し物置を設置するということで申請になりました。

事業計画は、宅地を拡張する内容となっています。

上下水道の利用はなく、雨水は敷地内にて地下浸透処理とします。周囲にL型擁壁を設置し、土砂及び雨水の流出を防止します。

現地を確認した結果、隣接に農地はありますが転用に問題はないと判断しました。
 地元調査員、調査班ともに許可相当として委員各位のご審議をお願いし、報告を終わります。
 議長 報告が終わりました。
 番号6番について質疑、ご意見はございますか。
 《特に意見なし》
 無いようですので、辻野京子委員の報告は許可相当ですが、ご異議ございませんか。
 《異議なしの声、多数》
 異議なし多数と認め、番号6番については、許可することに決しました。
 次に、議案第5号「非農地証明願について」を議題といたします。
 番号1番について、稲垣政一委員の報告を求めます。
 稲垣政一 委員 議案第5号、番号1番について調査班を代表して報告します。
 非農地証明の願い出です。
 願い出人、願い出地の所在、地目、面積、利用状況は議案書記載のとおりです。
 願い出地は、田舎ランド鳴内から南西へ約1.1キロメートルに位置しています。
 現地調査は、1月22日、午前10時15分頃に行いました。
 願い出地の現況は、山林となっており、20年以上耕作されなかったことを証する書類として、空中写真が添付されています。
 証拠書類と現地を確認した結果、願い出地を農地に復元することは困難であり、農地法第2条に規定する農地には該当しないと判断いたしました。
 以上のことから、地元調査員、調査班ともに非農地証明願は証明相当として、委員各位のご審議をお願いし、報告を終わります。
 議長 報告が終わりました。
 番号1番について質疑、ご意見はございますか。
 《特に意見なし》
 無いようですので、稲垣政一委員の報告は証明相当ですが、ご異議ございませんか。
 《異議なしの声、多数》
 異議なし多数と認め、番号1番については、証明することに決しました。
 次に、番号2番について、室井孝美委員の報告を求めます。
 室井孝美 委員 議案第5号、番号2番について調査班を代表して報告します。
 非農地証明の願い出です。
 願い出人、願い出地の所在、地目、面積、利用状況は議案書記載のとおりです。
 願い出地は、鳥野目オートキャンプ場から北東に約500メートルに位置しています。
 現地調査は、1月22日、午前11時頃に行いました。
 願い出地の現況は、道路、山林、原野となっております。
 現地を確認した結果、願い出地のうちNo.①は、人為的な転用行為が行われてから20年以上経過して農地に復元することは困難であり、農地法第2条に規定する農地には該当しないと判断しました。
 また、願い出地のうちNo.②～⑤番は森林の様相を呈しているなど、農地に復元するための物理的条件整備が著しく困難な土地と判断しました。
 最後に、No.⑥～⑩番は、農地として復元しても継続して利用することができるか否か結論に至

	りませんでした。
	以上のことから、No.①～⑤番は地元調査員、調査班ともに非農地証明願は証明相当とし、No.⑥～⑩番は、栃木県非農地証明交付要領に基づき、非農地判断困難な場合として那須農業振興事務所に意見を求め、継続審議といたしました。委員各位のご審議をお願いし、報告を終わります。
議長	報告が終わりました。 番号2番について質疑、ご意見はございますか。 《特に意見なし》 無いようですので室井孝美委員の報告のとおり No.①～⑤については、証明相当 No.⑥～⑩については、継続審議とすることでご異議ございませんか。 《異議なしの声、多数》 異議なし多数と認め、番号2番について No.①～⑤については、証明することに決しました。 No.⑥～⑩については、継続審議として改めて、付議することといたします。 次に、議案第6号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の協議に対する意見について」を議題といたします。 事務局の説明を求めます。
事務局	議案第6号について説明いたします。 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定によりまして、農用地利用集積計画は農業委員会の決定を経て市長が定められていることから協議があったものです。 議案書10ページから32ページが「利用権設定関係」の案件で103件、合計面積は703,314.94平方メートルとなります。 この内30ページから32ページの5件が中間管理事業の対象となります。 続いて33ページが「所有権移転関係」の案件で3件、面積は43,834平方メートルとなります。 調査を担当されました農地利用最適化推進委員各位から報告書の提出をいただきましたが、全ての案件で同条第3項の各要件を満たしているとのことから、市長への回答は決定として問題はないと思われまます。
議長	説明が終わりました。 このことについて、質疑、ご意見はございますか。 《特に意見なし》 無いようですので、事務局説明について、ご異議ございませんか。 《異議なしの声、多数》 異議なし多数と認め、議案第6号は事務局提案のとおり決定することに決しました。 次に、議案第7号「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第2項の規定により市が作成する農用地利用配分計画案の事前協議に対する意見について」を議題といたします。 事務局の説明を求めます。
事務局	議案第7号についてご説明いたします。 議案書は、34ページから36ページとなります。

農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第2項に基づき作成されます、農用地利用配分計画の案に対し同条第3項の規定により、農業委員会の意見を求められたものです。

調査を担当されました、農地利用最適化推進委員各位から報告書の提出を頂きましたが、対象の5件、115,207平方メートルにつきましては、同法第18条第4項に規定された計画認可要件を満たしているとのことから、計画案は妥当とする意見として問題はないと思われま

議長 説明が終わりました。

このことについて質疑、ご意見はございますか。

《特に意見なし》

無いようですので、事務局説明について、ご異議ございませんか。

《異議なしの声、多数》

異議なし多数と認め、議案第7号の計画案は妥当として市長へ回答いたします。

次に、議案第8号「平成31年度那須塩原市農作業標準料金について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 議案第8号について説明をいたします。

追加で配布いたしました、資料1をご覧ください。

本案件は農地法第52条におきまして農地に関する情報の収集、整理、分析及び提供を行うものとする趣旨を踏まえまして毎年公表をしているものです。

全面改訂につきましては三年に一度行っておりまして、来年が改定の時期であることから、本案件の2019年度(H31年度)につきましては、料金の一部見直しを前提に那須農業振興事務所様、共済組合様、JAなすの様、農業関係団体の皆様をはじめ、委員の皆様のご意見をいただいたのちに、検討委員会を開催いたしました。協議しました結果、お手元の資料の赤字で記載されております稲作のフロアブル900円、色彩選別320円、大豆の選別機79円の単価の追加、並びに一番下の農作業一般賃金を現行の6,500円から7,000円の改定、以上4つの項目の見直しに至りました。標準料金につきましてはご決定をいただいたのちに3月中に農業者の皆様へ配布の予定をしております。委員各位のご審議をお願いし、説明を終わりにしたいと思います。

議長 説明が終わりました。

このことについて質疑、ご意見はございますか。

《特に意見なし》

無いようですので、事務局説明について、ご異議ございませんか。

《異議なしの声、多数》

異議なし多数と認め、議案第8号は決定することに決しました。

以上で全ての議案が終了いたしました。

慎重審議いただき ありがとうございます。

これもちまして、那須塩原市農業委員会第19回総会を閉会いたします。

本議事録が正確であることを証するため、ここに署名する。

議事録署名人

17番

19番
